

日本カナダ学会研究奨励賞に関する規則

2014年10月4日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、日本カナダ学会学術賞に関する規程（以下「規程」という。）第2条第2項に基づき、日本カナダ学会研究奨励賞（以下「奨励賞」という。）について定める。

(授賞の時期)

第2条 奨励賞は、毎年授与するものとする。

(対象)

第3条 規程第3条第1項に定める、カナダに関する優れた研究論文とは、次の条件を満たすものとする。

- (1) カナダに関する研究論文であること。
- (2) 日本語、英語又はフランス語のいずれかで書かれたものであること。
- (3) 未発表であるか、又は、応募締切日から起算して過去1年以内に発表されたものであること。
- (4) その著者が、日本国民又は日本在住者であって、応募締切日において次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 大学院に在学している者
 - (イ) 大学院を修了又は退学してから5年未満の者
 - (ウ) 満40歳未満の者
- (5) 日本カナダ学会賞を授与された邦語書籍に含まれるものでないこと。
- (6) 日本カナダ学会研究奨励賞委員会の審査を経て、理事会において、優れたものと認められたものであること。

(日本カナダ学会研究奨励賞委員会)

第4条 奨励賞に関する事項を処理するために、日本カナダ学会規約第12条第2項に定める常務委員会として、日本カナダ学会研究奨励賞委員会（以下「奨励賞委員会」という。）を置く。

- 2 奨励賞委員会は、理事1名以上を含む3名以上の委員で組織する。
- 3 奨励賞委員会の委員長は、理事会において定めた常務理事をもって充てる。

(審査対象論文の写しの提出)

第5条 奨励賞の審査を受けることを希望する論文の著者は、奨励賞委員会が定める応募締切日までに、奨励賞委員会に論文の写し1部を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学会の役員は、奨励賞委員会が定める応募締切日までに、他の者が著者である論文の写し1部を奨励賞委員会に提出して、審査を求めることができる。
- 3 前項によって提出された論文の写しの所有権は、本学会に帰属するものとし、返却しない。

(審査)

第6条 奨励賞委員会は、前項の定めにより提出された論文を対象として、奨励賞の審査を行う。ただし、奨励賞委員会は、その他の論文を審査対象に加えることができる。

(日本カナダ学会研究奨励賞審査委員等)

第7条 奨励賞委員会は、審査に必要な専門的意見を得るため、その下に審査委員又は審査委員会を置くことができる。

2 審査委員及び審査委員会に関する事項については、奨励賞委員会が、これを定める。

(理事会の審議決定)

第8条 奨励賞委員会は、審査を終えたときは、審査の概要と共に、最優秀論文賞を授与すべき論文1点及び優秀論文賞を授与すべき論文3点以内を理事会に報告する。ただし、審査の結果、奨励賞を授与すべき論文が認められないとの結論に達した場合は、その旨を報告する。

2 理事会は、前項により報告を受けた論文について、奨励賞を授与するか否かを審議決定する。

(授賞)

第9条 前条第2項に基づき奨励賞を授与するものと決定した論文が、第5条第1項に基づき提出されたものでない場合、奨励賞委員会委員長は、当該論文の著者に対して、奨励賞受賞の意思を確認するものとする。

2 前項の確認において、受賞を希望しないとの意思が示された場合を除き、本学会は、前条第2項に基づき奨励賞を授与するものと決定した論文及びその著者に対して、奨励賞を授与する。

3 奨励賞のうち最優秀論文賞の授賞は、次の各号に定める正賞及び副賞の授与をもって行う。

(1) 正賞 本学会会長が署名し、奨励賞委員会委員長が連署した「日本カナダ学会研究奨励賞最優秀論文賞」の名称を記した授賞記

(2) 副賞 賞金5万円

4 奨励賞のうち優秀論文賞の授賞は、次の各号に定める正賞及び副賞の授与をもって行う。

(1) 正賞 本学会会長が署名し、奨励賞委員会委員長が連署した「日本カナダ学会研究奨励賞優秀論文賞」の名称を記した授賞記

(2) 副賞 賞金2万円

5 最優秀論文賞を授賞した者は、当該受賞論文が、未発表のものである場合に限り、本学会に対して、当該論文をカナダ研究年報に掲載することを求めることができる。ただし、カナダ研究年報の編集に関する規定等に従うことを条件とする。

(雑則)

第10条 奨励賞に関し、この規則に定めのない事項については、奨励賞委員会がこれを定める。

附 則

1 この規則は、日本カナダ学会学術賞に関する規程の施行の日から施行する。

2 第9条第3項及び第4項の規定にかかわらず、奨励賞委員会委員長の連署は、これを省略することができる。

3 第5条第1項に基づき、論文の著者が未発表論文の写しを提出する場合、当該論文は次の条件を満たすものでなければならない。

(1) 邦文の場合 400字×80枚相当以内(図表及び脚注を含む。)とし、A4判ワープロ仕上げ(横書き)とする。

(2) 英文又はフランス文の場合 15,000語以内(図表及び脚注を含む。)とし、A4判ダブルスペースのワープロ仕上げとする。